

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■均等割 2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が見直しされました

●保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減



【平成30年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	軽減なし

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減



【平成30年度から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

●保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度 57万円	➔	平成30年度 62万円
----------------	---	----------------

◆保険料の計算方法（平成30年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 高額療養費の限度額が見直しされます

● 高額療養費の限度額が、平成30年9月から次のとおり見直しされます。

【平成30年7月まで】

区 分	1か月の自己負担限度額（※1）	
	外 来 【個人単位】	外 来 + 入院 【世帯単位】
現役並み所得者	57,600円	※2 (44,400円) ※3
一 般	14,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

【平成30年8月から】

区 分	1か月の自己負担限度額（※1）	
	外 来 【個人単位】	外 来 + 入院 【世帯単位】
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円) ※3
	課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円) ※3
	課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) ※3
一 般	18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障がい認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 (医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円です。

※3 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

■ 食事療養標準負担額の金額が見直されました

● 療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直されました。

【平成30年3月まで】

区 分	食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般	1食につき360円	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方	1食につき260円	
課税住民税世帯非	90日までの入院	1食につき210円
	90日を越える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ	1食につき100円

【平成30年4月から】

区 分	食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般	1食につき460円	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方	1食につき260円	
課税住民税世帯非	90日までの入院	1食につき210円
	90日を越える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ	1食につき100円

■ 生活療養標準負担額の金額が見直されました

● 療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直されました。

【平成30年3月まで】

区 分	生活療養標準負担費 (居住費部分)
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1日につき370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

【平成30年4月から】

区 分	生活療養標準負担費 (居住費部分)
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1日につき370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1日につき370円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

■ 高額介護合算療養費制度の金額が見直しされます

● 高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分	現 行	平成30年8月～
現役並み所得者	67万円	【課税所得 690万円以上】 212万円
		【課税所得 380万円以上】 141万円
		【課税所得 145万円以上】 67万円（改正なし）
一 般	56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円（改正なし）